

屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（傍線部分は改正部分）

（昭和四十六年建設省告示第九号）

最終改正 平成三年一月二十一日建設省告示第八十六号

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第二項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 屋根ふき材は、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がりを起こさないように、たるき、梁、けた、野地板、その他これらに類する構造部材に取り付けるものとする。</p> <p>二 屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十九条第二項の規定に基づき、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準を次のように定める。</p> <p>第一 屋根ふき材は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一 屋根ふき材は、荷重又は外力により、脱落又は浮き上がりを起こさないように、たるき、梁、けた、野地板、その他これらに類する構造部材に取り付けるものとする。</p> <p>二 屋根ふき材及び緊結金物その他これらに類するものが、腐食又は腐朽するおそれがある場合には、有効なさび止め又は防腐のための措置をすること。</p> <p>三 屋根ふき材は、イに定める速度圧に口に定める風力係数に乗じて計算した風圧力に対して安全上支障がないこと。</p> <p>イ 速度圧は、次の式によつて計算した数値とすること。ただし、建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十七条第二項ただし書きの規定に基づき、特定行政庁が規則で指定した区域内においては、当該区域における速度圧として定められた数値とすること。</p> $q = 120\sqrt{h}$ <p>この式において、h及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>h 地盤面からの高さ（単位 メートル）</p> <p>q 速度圧（単位 一平方メートルにつきキログラム）</p>

三 屋根瓦は軒及びけらばから二枚通りまでを一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。

第二 外装材は次の各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他のこれらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。

二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次に定めるところによらなければならない。

一 帳壁及び支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。

二 プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によつてプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその他の支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二四（ラスシート（角波亜鉛鉄板ラス））一九九四、JIS A五五〇四（ワイヤラス）一九

〇 風力係数は、令第八十七条第四項の規定によるものとする。ただし、屋根の軒先、けらば及びむねからそれぞれ当該屋根面の長さ十パーセントに相当する範囲（三メートルをこえるときは、三メートルとする）の負の風力係数は一・五とする。

四 屋根瓦は軒及びけらばから二枚通りまでを一枚ごとに、その他の部分のうちむねにあつては一枚おきごとに、銅線、鉄線、くぎ等で下地に緊結し又はこれと同等以上の効力を有する方法ではがれ落ちないようにふくこと。

第二 外装材は次の各号に定めるところによらなければならない。

一 建築物の屋外に面する部分に取り付ける飾石、張り石その他のこれらに類するものは、ボルト、かすがい、銅線その他の金物で軸組、壁、柱又は構造耐力上主要な部分に緊結すること。

二 建築物の屋外に面する部分に取り付けるタイルその他これらに類するものは、銅線、くぎその他の金物又はモルタルその他の接着剤で下地に緊結すること。

第三 地階を除く階数が三以上である建築物の屋外に面する帳壁は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 帳壁及び支持構造部分は、荷重又は外力により脱落することがないように構造耐力上主要な部分に取り付けること。

二 プレキャストコンクリート板を使用する帳壁は、その上部又は下部の支持構造部分において可動すること。ただし、構造計算又は実験によつてプレキャストコンクリート板を使用する帳壁及びその他の支持構造部分に著しい変形が生じないことを確かめた場合にあつては、この限りでない。

三 鉄網モルタル塗の帳壁に使用するラスシート、ワイヤラス又はメタルラスは、日本工業規格（以下「JIS」という。）A五五二四、JIS A五五〇四又はJIS A五五〇五にそれぞれ適合することとし、かつ、間柱又は

九四又はJIS A五五〇五（メタルラス）一九九五にそれぞれ適合するか、又はこれらと同等以上の性能を有することとし、かつ、間柱又は胴縁その他の下地材に緊結すること。

四 帳壁としてガラス入りのはめごろし戸（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合にあつては、硬化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

五 高さ三十一メートルを超える建築物（高さ三十一メートル以下の部分で高さ三十一メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。）の屋外に面する帳壁は、その高さの百五十分の一の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によつて帳壁が脱落しないことを確かめた場合にあつては、この限りではない。

胴縁その他の下地材に緊結すること。

四 帳壁に設けるガラス入りのはめごろし戸（網入ガラス入りのものを除く。）を設ける場合にあつては、硬化性のシーリング材を使用しないこと。ただし、ガラスの落下による危害を防止するための措置が講じられている場合にあつては、この限りでない。

2 高さ三十一メートルを超える建築物（高さ三十一メートル以下の部分で高さ三十一メートルを超える部分の構造耐力上の影響を受けない部分を除く。）の屋外に面する帳壁は、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

一 帳壁は、その高さの百五十分の一の層間変位に対して脱落しないこと。ただし、構造計算によつて帳壁が脱落しないことを確かめた場合にあつては、この限りではない。

二 帳壁は、イに定める速度圧に口に定める風力係数を乗じて計算した風圧力に対して安全上支障がないこと。

イ 速度圧は、各部分の高さに応じて次の表によつて計算した数値とする。ただし、令八十七条第二項ただし書きの規定に基づき、特定行政庁が規則で指定した区域においては、当該区域における速度圧として定められた数値とする。

h > 16 の場合	$q = 60\sqrt{h}$
h ≤ 16 の場合	$q = 120\sqrt{h}$

この表において、h及びqは、それぞれ次の数値を表すものとする。

h 地盤面からの高さ(単位 メートル)

q 速度圧(単位 一平方メートルにつきキログラム)

□ 風力係数は、令第八十七条第四項の規定によるものとする。ただし、閉鎖形の建築物にあつては、風洞実験によつて定める場合のほか、その建築物の細長比に応じて、正の風圧の作用する壁面の風力係数は表一に掲げる数値とし、かつ、負の風圧の作用する壁面で表二に掲げる部分の負の風力係数は一・五とする。

一

細長比	正の風圧の作用する壁面の風力係数
$0.1 < \frac{l}{H} \leq 0.2$ の場合	一・〇
$0.2 < \frac{l}{H} \leq 0.4$ の場合	〇・九
$0.4 < \frac{l}{H}$ の場合	〇・八

この表において、 l 及び H は、それぞれ建築物の見付幅(単位メートル)及び高さ(単位メートル)を表すものとする。

二

細長比	負の風圧の生ずる建築物の部分
$0.1 < \frac{l}{H} \leq 0.2$ の場合	高さが建築物の高さの十五分の十四以上の部分及び側端から水平距離で見付幅の六分の一以内の部分
$0.2 < \frac{l}{H} \leq 0.4$ の場合	高さが建築物の高さの十五分の九以上の部分及び側端から水平距離で見付幅の八分の一以内の部分
$0.4 < \frac{l}{H}$ の場合	高さが建築物の高さの六分の五以上の部分及び側端から水平距離で見付幅の十分の一以内の部分

この表において、 l 及び H は、それぞれ建築物の見付幅（単位メートル）及び高さ（単位メートル）を表すものとする。

三 帳壁に使用するガラスは、 l 及び l_0 に適合すること。

イ あわ、ひび、きず、すじ、そりその他による耐力上の欠点がないこと。

ロ 1枚のガラスの見付面積は、そのガラスの種類及び板厚に応じて、次の式によつて計算した数値以下とすること。

$$A = \frac{30\alpha}{P} \left(t + \frac{t^2}{4} \right)$$

この式において、 A 、 P 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A ガラスの見付面積（単位 平方メートル）

ガラスの種類に応じて次の表に掲げる数値

ガラスの種類	普通板ガラス	みがき板ガラス	フロート板ガラス	倍強度ガラス	強化ガラス
	厚さ六ミリメートル以下のもの	厚さ六ミリメートルを超えるもの	厚さ六ミリメートル		
数値	一・〇	〇・八	一・〇	〇・八	二・〇
ガラスの種類	網入りみがき板ガラス	網入り型板ガラス	合わせガラス	複層ガラス	型板ガラス
数値	〇・七	〇・五	一・六	一・五	〇・六
ガラスの種類	網入り型板ガラス	合わせガラス	複層ガラス	型板ガラス	色焼付けガラス
数値	〇・七	〇・五	一・六	一・五	二・〇

P ガラスに作用する風圧力（単位 一平方メートルにつきキログラム）

t ガラスの厚さ（合わせガラス又は複層ガラスにあつては、これらを

附
則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

構成するガラスのうち最も薄いガラスの厚さ（単位 ミリメートル）